参考資料２

第６次国土利用計画構成比較表（第６次全国計画・第６次県計画（構成）・第５次県計画）

第６次全国計画（R5、R2～R15）	第6次県計画(構成)（R6,R9～R19）	☆第5次県計画※全国計画に併せて順番入替
※　青字は、6次国計画で新たに追加されたもの ※　塗りつぶしは、県計画に取り入れてないもの	※　青字は、6次国計画に合わせた修正 ※　下線は、6次国計画にないもの ※　朱書きは、県独自のもの	※　下線は、5次国計画にないもの ※　朱書きは、県独自のもの
はじめに	**前文**	**前文**
１．国土の利用に関する基本構想	**第1　県土の利用に関する基本構想**	**第1　県土の利用に関する基本構想**
（１）国土利用の基本方針	１　県土利用の基本方針	１　県土利用の基本方針
	（1）基本理念（公共の福祉の優先、県土の均衡ある発展 等）	（1）基本理念
	（2）県土の特性（亜熱帯海洋性、島しょ性、米軍基地の制約 等）	（2）県土の特性
ア　国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題	（3）県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題	（3）県土利用をめぐる基本的条件の変化
（ア）人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退	ア　社会状況の変化に伴う県土管理水準の維持（人口動態の変化、地域的偏在、空き地、土地の高度利用　等）	ア　社会状況の変化
（イ）大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応	イ　災害に対する脆弱性の解消と危機への対応（自然災害を被りやすい地域 等）	イ 自然環境の保全・再生・活用
（ウ）自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応	ウ　自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応（多様な機能を評価、再生・継承 等）	ウ　災害に対して脆弱な県土
別項目だった「変化」と「課題」を「変化と課題に」一本化。	エ　米軍施設・区域の返還をめぐる状況と駐留軍用地跡地利用の推進（SACO合意、２＋２合意の進捗状況）	エ　米軍施設・区域の返還をめぐる状況
		（4）本計画が取り組むべき課題 ア　県土管理水準等の維持及び向上 イ　自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用 ウ　災害に強い県土の構築
イ　国土利用の基本方針	オ　新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進	オ 沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進
（ア）地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理	（4）県土利用の基本方針	（5）県土利用の基本方針
（イ）土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理	ア　地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理	ア　適切な県土管理を実現する県土利用
（ウ）健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理	イ　土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理	イ　自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用
	ウ　健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理	ウ　安全・安心を実現する県土利用
	エ　駐留軍用地跡地利用の推進	エ 駐留軍用地跡地利用の推進
	オ　新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用	オ 沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用
（エ）国土利用・管理DX　**新設**	カ 県土利用・管理DX	（６）効果的な計画推進のための方策
（オ）多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理　**発展**	キ 多様な主体の参加と官民連携による県土の県民的経営	ア 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用
ウ　国土形成計画との連携		イ 多様な主体による県土の県民的経営
エ　東日本大震災の被災地の土地利用　※県計画に反映せず		
（２）地域類型別の国土利用の基本方向	**２　地域類型別の県土利用の基本方向**	**２　地域類型別の県土利用の基本方向**
ア都市（中心部や生活拠点等への都市機能や居住の集約化、災害ハザードエリアの開発抑制とより安全な地域への居住誘導、都市間ネットワークの充実 等）	（1）都市（土地の高度利用の推進、地域の状況を踏まえた生活拠点の充実、都市間ネットワークの充実、災害に強い都市構造、環境負荷の低減　等）	（1）都市
イ 農山漁村（小さな拠点・農村RMOの形成、移住・二地域居住等共生・対流促進 等）	（2）農山漁村（生活・生産環境の向上、6次産業化の推進　等）	（2）農山漁村
ウ 自然維持地域（保護地域とOECMによる広域的な生態系ネットワーク化の促進 等）	（3）自然維持地域（外来種対策、陸域・水辺環境の保全、適正な利用、再生 等）	（3）自然維持地域

第6次国土利用計画構成比較表（第6次全国計画・第6次県計画（構成）・第5次県計画）

（３）利用区分別の国土利用の基本方向 ア 農地　イ 森林　ウ 原野等　エ 水面・河川・水路　オ 道路 カ 住宅地　キ 工業用地　ク その他の宅地 ケ その他（公用・公共用施設の用地、低未利用土地等） コ 沿岸域	**３　利用区分別の県土利用基本方向** （1）農地　（2）森林　（3）原野等　（4）水面・河川・水路 （5）道路　ア　一般道路　イ　農道及び林道 （6）宅地　ア　住宅地　イ　工業用地　ウ　その他の宅地 （7）その他の土地利用　ア　公用・公共用施設用地 イ　レクリエーション用地 ウ　低未利用土地 エ　沿岸域 オ　米軍施設・区域	**３　利用区分別の県土利用基本方向** （1）農地　（2）森林　（3）原野等　（4）水面・河川・水路 （5）道路　ア　一般道路　イ　農道及び林道 （6）宅地　ア　住宅地　イ　工業用地　ウ　その他の宅地 （7）その他の土地利用　ア　公用・公共用施設用地 イ　レクリエーション用地 ウ　低・未利用地 エ　沿岸域 オ　米軍施設・区域
２．国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	**2. 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要**	**2. 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要**
（１）国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 ア 基準年次 R2,目標年次 R15 イ R15の人口等(1億1,800万人 5,300万世帯)	**１　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標** （1）計画の目標年次は、基準年次R6、目標年次 R19 （2）県土の利用に関して・・・R19の人口等(約144万人 約68万世帯)	**１　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標** （1）計画の目標年次は、平成39年、基準年次は平成27年 （2）平成39年の人口と一般世帯数、約148万人、約63万世帯
表　国土の利用の区的に応じた区分ごとの規模の目標	**表　県土の利用の区的に応じた区分ごとの規模の目標**	**表　県土の利用の区的に応じた区分ごとの規模の目標**
（２）地域別の概要 ア　規模の目標を定めるに当たっての留意事項（国土全体の調和、環境保全） イ　地域区分（三大都市圏及び地方圏） ウ　R15の人口　三大都市圏6,300万人、地方圏5,400万人 エ　（ア）農地　（イ）森林　（ウ）原野等　（エ）水面・河川・水路 （オ）道路　（カ）宅地　（キ）その他 （ク）留意事項　5次→6次で人口集中地区が削除	**２　地域別の概要** ア　北部地域（農林水産業、学術研究、観光リゾート産業、国立公園・世界遺産 等） イ　中部地域（都市機能再編・整備、MICE、幹線道路ネットワークの整備、都市近郊型農業 等） ウ　南部地域（都市機能再編・整備、幹線道路ネットワークの整備、MICE、国立公園　等） エ　宮古地域（観光リゾート産業、まちなか居住の促進、資源循環型農業 等） オ　八重山地域（観光リゾート産業、地域内広域交流・連携、国立公園・世界遺産、集落の維持定住条件整備　等）	**２　地域別の概要** ア　北部地域 イ　中部地域 ウ　南部地域 エ　宮古地域 オ　八重山地域
３．　２．に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	**第3　第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要**	**第3　第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要**
	１　公共の福祉の優先	**１　公共の福祉の優先**
（１）土地利用関連法制等の適切な運用	**２　土地利用関連法制等の適切な運用**	**２　土地利用関連法制等の適切な運用**
（２）土地の有効利用・転換の適正化　有効利用と転換の適正化を一本化 ア　市街地における低未利用土地等の有効利用 イ　道路空間の有効利用 ウ　工業用地の戦略的かつ総合的整備 エ　土地利用転換の基本的考え方 オ　大規模な土地利用の転換 カ　混在地における土地利用転換 キ　地方創生　1⑴イ(オ)の具体的記述	**３　土地の有効利用・転換の適正化** （1）住宅地等の有効利用 （2）道路空間の有効利用 （3）工業用地の有効利用 （4）水面・河川・水路の有効利用 （5）低未利用土地の有効利用 （6）駐留軍用地跡地の有効利用 （7）土地利用転換の基本的考え方 （8）農地の有効利用及び利用転換 （9）森林の有効利用及び利用転換 （10）大規模な土地利用転換 （11）混在地における土地利用転換 （12）地方創生の観点からの土地利用転換	**６　土地の有効利用の促進** （5）住宅地 （4）道路 （6）工業用地 （3）水面・河川・水路 （7）低・未利用地 （8）駐留軍用地跡地 ７　土地利用転換の適正化 （1）土地利用転換の基本的考え方　6（1）農地 （2）農地の利用転換　6（2）森林 （3）森林の利用転換 （4）大規模な土地利用転換 （5）混在地における土地利用転換

第6次国土利用計画構成比較表（第6次全国計画・第6次県計画（構成）・第5次県計画）

（３）国土の保全と安全性の確保 ア　自然災害への対応 イ　適切な森林整備の推進 ウ　中枢管理機能やライフライン等の安全性の向上 エ　都市における安全性の向上	**4　県土の保全と安全性の確保** （1）自然災害への対応（災害リスクの高い地域の把握及び土地利用の制限　等） （2）森林機能の向上（県土の保全と安全性の確保　等） （3）中枢管理機能・ライフライン等の安全性の向上（多重性・代替性確保、離島特有の事項　等） （4）都市の安全性の向上（拠点市街地等の整備、密集市街地の防災避難所空間の創出　等）	**3　県土の保全と安全性の確保** （1）自然災害への対応 （2）森林機能の向上 （3）中枢管理機能・ライフライン等の安全性向上 （4）都市の安全性の向上
（４）自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保 ア　自然環境の保全 イ　荒廃農地等における野生生物に配慮した土地利用 ウ　生態系ネットワークの形成 エ　自然環境及び生物多様性の確保（調査研究の推進） オ　自然生態系を活用した防災・減災対策の推進 カ　自然資源を生かした地域産業の促進 キ　鳥獣による被害防止対策、侵略的外来種の排除 ク　カーボンニュートラルの実現　**発展** ケ　国民の健康の保護、生活環境の保全 コ　循環型社会の形成、持続可能な資源利用の推進（廃棄物の３R） サ　海岸の保全　**持続可能な県土管理から移動** シ　魅力ある景観の再生・創出	**5　自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保** （1）多様な自然環境の保全（厳格な行為規制等により適正な保全　等） （2）生物多様性の確保等（生態系の保全・再生、防災・減災対策の推進　等） （3）自然資源を活かした観光・地域産業の振興（エコツーリズムの推進　等） （4）地球温暖化対策の推進（鉄軌道の導入、再生可能エネルギーの導入、カーボンニュートラル　等） （5）生活環境の保全（大気汚染、騒音、悪臭等対策の推進、健全な水循環構築　等） （6）資源循環型社会の形成（廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化[3R]　等） （7）環境影響評価等の推進（環境配慮ガイドライン策定　等） （8）海岸の保全（海岸侵食対策、適切な土砂採取　等） （9）美しい景観の保全・再生・創出（景観や水辺空間の保全・再生・創出、歴史的風土の保存　等）	**5　自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保** （1）多様な自然環境の保全 （2）生物多様性の確保等 （3）自然資源を活かした観光・地域産業の振興 （4）地球温暖化対策の推進 （5）生活環境の保全 （6）資源循環型社会の形成 （7）環境影響評価等の推進 （5）海岸の保全 （6）美しい景観の保全・再生・創出
（５）持続可能な国土管理 ア　都市の集約化 イ　優良農地の確保 ウ　森林資源の適正な利用・管理 エ　健全な水循環（水環境改善等の施策の総合的かつ一体的な推進）	**6　持続可能な県土の管理** （1）拠点都市機能の充実（都市の集約化、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくり 等） （2）優良農地の確保・農業振興（農地の集積・集約化の推進、農地中間管理機構等へアプローチしやすい環境づくり　等） （3）森林の保全・林業振興（持続可能な林業生産活動、計画的な林業の振興　等） （4）健全な水環境の確保（流域の総合的かつ一体的な管理、安定した水供給・排水の確保　等）	**4　持続可能な県土の管理** （1）拠点都市機能の充実 （2）優良農地の確保・農業振興 （3）森林の保全・林業振興 （4）健全な水環境の確保
（６）多様な主体による国土利用・管理の推進 ア　地域管理構想の推進　**1⑴イ（オ）の具体的記述** イ　国土の国民的経営	**7　県土の県民的経営の推進**	**9　県土の県民的経営の推進**
（７）国土に関する調査の推進	**8　県土に関する調査の推進**	**8　県土に関する調査の推進**
（８）計画の効果的な推進（各種指標を活用した状況変化や課題の把握）	**9　計画の効果的な推進**	**10　計画の効果的な推進**
おわりに	**おわりに**	**おわりに**